

# GLOBE

グローブ 2015 夏

82



(公財) 世界人権問題研究センター

## いわゆる「ごみ屋敷」に住まわれる方への支援について

ごみのため込み等により、近隣を含む生活環境に悪影響を与えるいわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に向け、京都市では、これを単にごみ問題と捉えず、「人への支援」を基本に、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を平成26年11月に施行して取組を進めています。

燃えやすいものが道にあふれ、火災の危険性



通りづらいなあ...

通行に支障がある

### 「支援」

「ごみ屋敷」を生じさせている方を単に原因者として捉えるのではなく、「要支援者」として、利用可能な施策の提供や組織的、継続的な見守りや助言等の支援を行うとともに、行政や関係機関等が「ごみ」の撤去も協力して行う。

### 「措置」

支援を基本としながら、必要な場合には、立入調査や指導・勧告、氏名等の公表、過料の徴収等、専門家の意見も聞きながら様々な手段を行うことができる旨を規定

### 条例に掲げた目標の実現

- 要支援者が抱える生活上の諸課題の解決
- 市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保
- 市民が相互に支え合う地域社会の構築

(問い合わせ先) 京都市保健福祉局保健福祉部  
保健福祉総務課 TEL 222-3366

# GLOBE

GLOBE No. 82 2015 summer 目次

連 載	新しい人権問題への対応 …………… 大谷 實	2
外部寄稿	人権文化の息づくまちを目指して 新「京都市人権文化推進計画」を策定 …… 東 憲明	4
連 載	アジア諸国と人権（その四一）…………… 安藤 仁介	6
研究第一部	人権を身近な存在とするために…………… 徳川 信治	8
研究第二部	紫竹の生業 …………… 西山 剛	10
研究第三部	韓国国家人権委員会における 外国人権侵害問題に関する考察 …… 盧 相永 <sup>サンヨ</sup>	12
研究第四部	誰が家事という「労働」を担うのか …… 斧出 節子	14
研究第五部	日本における戦争の記憶を オーストラリアで生きる糧に…………… 友永 雄吾	16
書 評	共同研究の可能性…………… 小林 丈広	18
事業案内	2015年度 人権大学講座……………	20
報 告	大学生の共生意識の現状と共生力の形成 『若者の共生意識調査報告書』の紹介 …… 村上登司文	22

【訂正】 2015年4月発行のグローブ・No.81の4頁上段8行目及び5頁上段5行目の「平安遷都」は「平安建都」の誤りでしたので訂正しお詫びいたします。

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「キビタキ」(夏鳥)京都市立植物園にて <(公財)霞天神山保存会理事 外村修氏提供>

## 新しい人権問題への対応



研究センター理事長  
学校法人同志社総長

### 大谷 實

医療や交通機関、コンピュータといった科学文明の飛躍的な進歩によりまして、社会環境は大きく変わってまいりました。加えて、国内外のグローバル化に伴い、人権問題は、多様化、複雑化しつつあります。医療における人権、障害者の人権、性同一性障害を含む性的少数者の人権といったように、新しい人権問題が社会の注目を浴びているゆえんです。そこで、今回は、新しい人権問題について考えることにします。

新しい人権問題に対応する場合、何よりもまず、日本国憲法（以下「憲法」と略します）における人権規定を前提にする必要があります。もちろん、人権の国際化は

無視できないものがあり、世界人権宣言（1948）や国際人権規約といった条約を踏まえることも大切です。しかし、人権の保障として効力を持つのは、最高法規としての憲法なので、憲法自体が定めている人権規定をはっきりさせておかなければなりません。

憲法が定めている人権規定を概観してみますと、大別して、平等権、自由権、参政権、社会権の四つに分けることができます。そして、それらの基本的な人権は、例えば、法の下での平等を定める憲法14条のように、それぞれ明文で詳細に規定されているのですが、問題は、環境権や医療における人権のように、その人権を保障する憲法上の明文の規定がない場合、どのように取扱えばよいかわかります。裁判所や法学者は、当初、憲法に規定されていない基本的な人権はあり得ないので、新しい人権問題を検討する意味はないと考えたようです。しかし、社会の変革に伴い、新しい人権問題が生まれてくるに従い、近年では、憲法13条を根拠にして、新しい人権の存在を憲法上認める考え方が大勢を占めるようになってきました。

憲法13条をみますと、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の

国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されています。

「個人として尊重される」という規定は、個人主義の原理を表明したものとされています。そして、個人主義とは、人間社会における価値の根源は個人にあり、何にも勝って個人を大切にしようとする原理をいいます。この個人主義は、一方において、他人を犠牲にして自分の利益を図ろうとする利己主義に反対します。また、他方において、国や社会のためといった全体のために個人を犠牲にする全体主義を否定します。

「何にも勝って個人を大切にする」ためには、人間の根源的な欲求である幸福の追求を最大限尊重する必要があります。「およそ生きとし生けるものは、すべて幸福を求めて生きる」のでありますし、「哲学的見地からは、あるいは勝手に反対することもできようが、しかし、人が意識に目覚めた最初の間からその終わりに至るまで、最も熱心に追求して止まないものは、実にただ幸福の感情」(カール・ヒルティ)だからであります。

この個人主義から、人権主義、民主主義、平和主義の原則が生まれ、現在の日本国憲法が作られたのですが、特に人権については「幸福追求に対する国民の権利」の観点から、様々な人権規定が設けられている次第です。

しかし、社会の変革に伴って、既存の人権規定では個人の利益を守ることができず、幸福追求に支障をきたすような場合、そのまま放置しておいてよいものでしょうか。新しい人権問題が論じられるゆえんです。

新しい人権問題を考えるうえで大切なのは、憲法上でこれまではっきりと人権とは認められていないものについても、人間が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠と考えられる利益は、幸福追求権に基づく人権として保障し、その侵害に対しては救済すべきだということです。最高裁判所は、プライバシーの権利を認めるなど、人権の幅を広げて来ているようですが、一人ひとりが幸福を求めて生きるのに相応しいものであれば、新しい人権として、司法のみならず立法、行政においても積極的に容認すべきだと思います。犯罪被害者等基本法で被害者の人権を正面から容認し、また、文部科学省が、同性愛者など幅広い性的少数者への対応を打ち出したのは、時宜にかなったものと思います。

もっとも、先に示した「人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」を基準としてよいか、また、人権のインフレ化を招くことにならないかといった意見もあります。次回に、改めて考察することにします。

## 人権文化の息づくまちを目指して 新「京都市人権文化推進計画」を策定



京都市文化市民局くらし安全推進部  
人権文化推進課長

東 憲明

この度、京都市では、平成27年度から10年間の人権施策を進めるうえで、基本的な考え方を示す新たな「京都市人権文化推進計画」を策定しました。

昨年度までは、前計画（平成17年策定）に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりに向けて、教育・啓発等の様々な取組を進めてきましたが、少子高齢化や国際化、情報化の進展など社会状況が変化する中、いじめや虐待、インターネット上での人権侵害など、人権を巡る課題は、複雑化・多様化してきています。

このような状況に的確に対応するため、専門家や市民で構成する京都市人権文化推進懇話会（座長…安藤仁介

（公財）世界人権問題研究センター所長）から貴重な御意見をいただきながら、市民に分かりやすく、役に立つ計画にしようと工夫を凝らし計画を策定しました。計画が目指していることや特徴を御紹介します。

（1）市民との協働により、人権文化の土壌づくりを推進

「ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」新たに設けた「基本理念」です。高齢者の単身世帯や若者の引きこもり、子育て・介護等を一人で担い疎外感を深める人など、地域や社会から孤立しやすい人の増加が懸念されています。人権文化の土壌をつくることは、このような人を見守り、つながりを持ち、支え合う意識と行動につながるものと言え、また、安心・安全なまちとして観光客を温かく迎えることなど、あらゆる分野でのまちづくりを進めるうえで、豊かな社会をつくる基盤にもなるものと考えます。このやさしさあふれる人権文化の息づくまちを、市民との協働でつくっていきます。

（2）社会状況の変化を踏まえ、新たな課題にも対応

計画では、女性、子ども、高齢者などの人権に関わる各重要課題について、それぞれの課題や今後の施策の在り方をまとめていきます（第2章）。新たに、ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの実現等を推進する「安心して働き続けられる職場づくり」や、被害者や

その家族を社会全体で支える「犯罪被害者等の人権尊重」、インターネットを安心して利用するための環境づくり等を進める「高度情報化社会における人権尊重」を盛り込むとともに、社会状況の変化に注意を払い、新たな課題が生じた場合にも適切な対応を図ります。

(3) 市民や企業等への啓発を推進

人権に関する施策としては、「教育・啓発」「保障」「相談・救済」の3つに分類し、それぞれ重点的に取り組む事項をまとめています(第3章)。その中で、啓発の分野では、より多くの市民に人権への関心を持ってもらえるよう「広報」に重点的に取り組み、そのうえで市民の関心・理解の高まりに応じて、「学習機会の提供」や市民の「自主的な取組」の支援に重点を移していきます。また、京都市は「学生のまち」であることから、学生や大学への人権情報の提供や学生の取組への支援を進めるとともに、担うべき役割が大きくなっている企業等への啓発の項目を新たに掲げ、支援を強化していきます。

(4) 人権擁護委員活動との連携を強化

市民意識調査の結果では、人権に関する相談窓口、とりわけ法務局などで相談事業を行っている人権擁護委員の認知度が低かったことから、京都地方法務局とも連携してその周知等を強化します。計画の中にも、日常生活で人権に関わる課題が生じた場合の相談先として人権擁護委員等の各種相談窓口を掲載しました。

計画策定後、早速広報に力を入れていくため、学生等の若い人にも情報が届くよう、3月にフェイスブックページ「きょう COLOR」を開設し、人権に関するタイムリーな情報を発信しています。また今年度は、市内に数多く所在する「人権ゆかりの地」の案内マップを4箇国語で作成し、市民はもとより国内外の観光客にもアピールしていきます。さらに人権の視点から積極的な取組を進める企業・団体等を顕彰する制度の創設も進めることにしています。計画を人権施策の羅針盤としながら、市民、企業、関係機関等との協働の下、人権文化の息づくまちづくりを力強く前進させてまいります。



計画は人権文化推進課のホームページに掲載しています。[京都市人権文化](#)で検索してください。

## アジア諸国と人権（その四一）



研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ヴェトナム、ラオスに次いで旧インドシナの残る一  
国、カンボディアの人権状況を見てみましょう。カンボ  
ディアの面積は一八万平方キロで北海道の約二倍、人口  
は千五百万余り、その大半がクメール族でかつ小乗仏教  
徒です。それ以外は、華僑が50万、ヴェトナム系が40万、  
原住民のチャム族が12万（宗教はイスラム）で、その他  
にも採取狩猟、焼畑農業など伝統的な生活様式を維持し  
高原や山岳部に居住する少数の先住民グループがいま  
す。この数字が示すように、カンボディアはクメール族

が九割を超え、他の東南アジア諸国と違って、「民族的  
一体性」が高いといわれています。そしてカンボディア  
の国土は、大半が肥沃な平地で高地はごく一部に過ぎず、  
東と南はヴェトナム、西と北の一部はタイ、北の残る  
一部はラオスにそれぞれ接し、南西部ではタイ湾に臨み、  
かつて交易で栄えた大きな港町もあります。

このカンボディアの地にいつからどんな人々が定住す  
るようになったのか、はつきりとは分かっていませんが、  
すでに紀元前四千年にはカンボディア地方で陶器が作ら  
れていた形跡があり、またカンボディアを含む東南アジ  
アには高度な文明が発達していて、米の生産もこの地域  
が起源であるといわれることがあります。いずれにせよ、  
三世紀ごろ導入されたカンボディア語の表記方法はサン  
スクリット文字を用いており、カンボディア社会におけ  
るヒンズー文化の影響も強いので、カンボディアが早く  
からインド文明の支配下にあった事実が認められます。  
この点で興味深いのは「扶南国、Funan」の存在です。

扶南国は、一世紀ころから七世紀前半までカンボディアのメコン河デルタ地域にあった古代王国であり、国名の由来は現地語のブナム (Bnam) といわれています。

この国はヒンズー教の高僧がインドから来て土侯の娘と結婚して建国した、あるいは既存の政権を發展させたもの、と伝えられています。歴代の王が努力して近隣を征圧し、最盛期にはマレー半島北部と大ビルマを統治下に置き、北ではチェンラ (Chenla, 真臘) を属国とし、ヴィエトナムの王国と国境を接するに至りました。しかし、六世紀には扶南国の衰退が始まり、九世紀には台頭してきた真臘に押されて首都を離れ、八〇二年にはアンコール王朝に取って代わられます。

アンコール王朝の始祖とされるのはジャヤヴァルマン2世で、かれはカンブジャデーザと呼ばれた政体を自律的な王国にまとめ、近隣の諸勢力を統合して、カンボディアの政治的基礎をつくりあげました。その後の一世紀余りにわたってかれの子孫は丘の上にピラミッド型の石造

りの王城と寺院を建て、その集合体がアンコール・ワットと呼ばれるようになりました。そのなかでもヤソヴァルマン1世が建て、1キロ四方の壁に囲まれたバケン (強力な先祖) と称される王城・寺院は、世界的な美術的価値を持ち、カンボディア文明の粋を示しています。ついでながらアンコールの語源は、「都市」を意味するサンスクリットです。

アンコール王朝のもとで繁栄したカンボディアは13世紀には現在のタイ (マレー半島の東半分を含む) やヴィエトナム南部のホー・チ・ミン (サイゴン) 市に広がる大帝国に発展し、文字通りインドシナの中核的な存在となりました。しかし12世紀後半に一時首都を奪われ、14世紀以降タイのアユタヤ朝に攻撃されて永久に首都を失うに至りました。さらにこれに対抗すべく引き入れたヴィエトナムのグエン朝に19世紀半ばには併合されてしまったのです。

## 人権を身近な存在とするために



研究センター研究員  
立命館大学法学部教授

徳川 信治

大学の講義等において人権に関する話をする機会がある。そこで気になることは、人権が重要な課題であると認識されていても、どういう機能があるかまでは十分に認識されない、むしろ人権を扱う者を遮断しようとする傾向すら見られる点である。このように人権が縁遠いものとして扱われるのはなぜだろうか。

平成23年度京都府人権意識調査によると、「人権が尊重される」ことについて、京都府民は、「個人のもつ可能性を発揮する機会が認められること」、「個人として尊重されること」及び「公権力から干渉されず、自由に生活できること」の3つに集中して回答している。これら

の回答を見るかぎりでは、人権に対する知識は正しく普及しているといえるだろう。

一般に、人権教育は、人権とは何か、あるいは「人権を守りましょう」という教育であって、人権侵害者・加害者にならないための人権「侵害予防」型教育が中心となっている。被害者を生まない教育である。これ自体は大変重要な施策であって、自らの社会における人権問題を正しく知るとともに、常識を疑い、自己実現と他者との関わりを再認識する契機となる。このことが、多くの人々に人権の大切さを浸透させ、人権意識の高揚、人権そのものの伸張と人権侵害の事案の減少をもたらしたことは間違いない。

とはいえ、被害者になる可能性は、常に潜んでいる。「被害者になったときはどうしたか」という項目の回答を見ると、「家族・友人に相談した」と「何もしないでそのままにした」が圧倒的に多い。「職場の相談窓口」「弁護士等」「公的機関」「NPO等民間団体」への相談は全体の各7%以下である。人権教育の成果として、軽微な被害に止まっていたのかもしれないが、制度的な人権救済制度は、被害者にほとんど利用されていないことになる。

もう一つ懸念される項目は、「人権相談窓口の認知度」である。人権相談窓口の認知度が高い年齢層ですら、

50%にも満たない。この結果は、人権侵害被害者になった場合、公的な解決手段ではなく、自分の中、あるいは親しい者への相談だけで解決を図ってきた可能性を示唆する。近年、ブラックバイトなど、若者に対する労働の搾取ともいえるべき行為が話題となっているが、そうした深刻な問題ですら、相談する場所なく自分で解決（我慢を強いられることを含む）をしてきたのではないだろうか。とりわけ、20代における人権相談窓口の認知度が27%に止まることを考えると、そう思わざるを得ない。つまり、人権が大事であるとされるが、実際に身に降りかかった人権侵害に対して、社会は具体的解決方法を与えていないことになる。とすれば、実際に被害者になった場合の、人権救済・実現のための人権問題に対処するプロセスがこれまで注目されておらず、そのため事後的な救済に対する理解不足を発生させたのではないか。その結果、人権が身近な存在にならなかったのではないだろうか。

ただこの問題の解決は、容易ではない。人権問題に対処する手段を教育するだけの問題ではないからである。つまり、人権救済に関する仕組みが欠如していることも焦点を当てなければならぬのである。

高校社会科学教科書によると、人権実現の仕組みに関し

て、裁判所とその手続きが記述されている。しかしながら、人権侵害に対する裁判所を通じた救済は、新しい形態の人権侵害には十分対応できない可能性を持っている。さらに、司法府は、三権分立の下、立法府や行政府による権力の濫用を牽制して人権を保障する存在であって、積極的に人権救済を行う機関とは想定されていない。そもそも裁判所が日常生活に密着した身近な存在であったのだろうか。

ブラックバイト問題であれば、労働基準監督署が対応してくれるだろう。ただ、それが被害者救済にとつてどのような存在となるかが十分に理解されているのか、あるいはこれらの機関が、積極的に人権を保障するために活動する機関であるか、という点が問われることになる。

90年代以降世界的に、人権実現に積極的な活動を行い、人権の意義を高めるため、独立した国内人権機関の設置が広まっている。2014年自由権規約委員会は、この国内人権機関の設置を日本に対して勧告した。こうした状況と先に述べた日本の現状を考えると、人権救済のプロセスをどのように構築していくか、現代日本における課題となっているように思われる。



研究センター研究員  
京都文化博物館学芸員

西山 剛

## 1 紫竹のイメージ

船岡山の周辺から北に広がる一帯は、大宮郷と総称される。大徳寺やその塔頭が集まるこの一帯は、歴史的にみて重要な地域であることはいうまでもない。ここで取り上げる紫竹という地域もこの大宮郷に含まれる。

前近代において、この紫竹地域がどのような場であり、そこでは人々によってどのような暮らしが営まれていたのか。この問いは最も基本的なものであるが、必ずしも文字を残す主体ではなかった紫竹の人々の場合、これにこたえるのは案外難しい。

しかし、京都の景観を余すところなく捉えた洛中洛外図や、江戸時代に入って多量に制作された京都の地図など

は、このことを考える上で重要な情報を与えてくれている。たとえば、現存最古級の京都の地図である「京都地図屏風」(個人蔵)<sup>1)</sup>が挙げられる。近世初頭の制作ながら豊臣秀吉の政庁である聚楽第の位置がはっきりと示されていることでつとに名高い作例であるが、一扇目中程に配置される大徳寺の右側(北側)には、「志ちく」と記された家並表現があり、その周囲には墨点を重ね、鬱蒼たる木々(藪)が表現されている。

また江戸時代前期から中期にかけて制作された海北友竹筆「京名所図屏風」(個人蔵)<sup>2)</sup>の左隻三扇下部には、船岡山の右側(北側)に展開するように様々な木々が描かれ、あわせて藁葺屋根の集落が配置されている。上部(西側)に今宮神社が描かれていることから、当該箇所を紫竹地域と捉えてよいだろう。

つまり江戸時代前期における紫竹地域は木々が生い茂る山林地域としてイメージされていることがわかる。

## 2 紫竹の生業

それでは、紫竹地域に暮らす人々はどのような生業を持ち、日々を営んでいたのだろうか。このことを考えるとき、『時慶卿記』は注目に価する。

記主・西洞院時慶の日記である本記録は、天正十五年(一五八七)から寛永十六年(一六三九)に至る五十三年間の内、断続的に二十年分が伝来している。千利休の

最後、鳥居元忠の伏見籠城、関ヶ原の戦、豊国社の破却など近世初頭の重要な事件についての記事が多く、一級の歴史史料として多くの素材を提供してくれる。また本記録は、西洞院家の家政に関して多くの記述を有しており、近世初頭における公家の日常生活を知る上でも好個の素材といえる。

実は、先に指摘した紫竹地域は、西洞院家の家領であり、当主・時慶は折に触れて紫竹住民を呼び出し、様々な作業を命じていた。その中でもとりわけ興味深いのは、紫竹住民が行う園芸活動である。

時慶は彼らに自邸後苑の花壇の改装作業<sup>(3)</sup>や、樹木の植替<sup>(4)</sup>を命じる。時慶自身も花卉によく通じ、園芸を趣味とする人物であることは知られているが、彼の手足となつて作業を行うのは紫竹に暮らす人々であることに大いに注目したい。

さらに、天正十九年（一五九二）二月六日には、伊勢祭主・藤波慶忠が依頼した苑地整備のため、紫竹住民が西洞院家から派遣されていることが知られる<sup>(6)</sup>。この事実は、彼らが単なる作業従事者でなく、園芸分野において一定程度の自立性を持った専門的な職能集団であることを示している。実際、大徳寺塔頭・如意庵には、山林管理を行う「山林作人真久」なる人物が確認され、大徳寺においても樹木の専門家として勤仕する紫竹住民を確認できる。

紫竹住民に園芸に関する職能が育まれる理由を、彼らが山林に恵まれた生活空間を有していたことに求めるこ

とも可能であろう。日常的に山野を生活の舞台とすることで、さまざまな樹木や植物に関する生活知が蓄積されていく。彼らはそれを園芸の文脈で活用することで西洞院家や大徳寺との強い結びつきを獲得するのである<sup>(8)</sup>。

一般的に、土に関わる職能、あるいは身体的勤仕に従事する人々は身分制度で高く位置付けられにくい傾向がある。しかしながらその事をもって彼らの職能を低く評価することはできない。彼らは生活に根ざした豊富な知識と高い技術を持ち、それらは公家社会においても必要不可欠な要素として機能する。社会制度の後側にも広がる人々の実体的な側面に目を凝らすことによつてこそ、躍動的な歴史像は構築されるものと考ええる。

- (1) 「三七 京都地図屏風」および「第三章コラム 細部への視点」（特別展図録『京を描く 洛中洛外図の時代』京都文化博物館、二〇一五）。
- (2) 「四四 海北友竹 京名所図屏風」（前掲書注二）。
- (3) 『時慶卿記』天正十九年閏正月九日条。
- (4) 『時慶卿記』天正十九年閏正月二十三日条。
- (5) 村山修一「時慶の園芸趣味」（『安土桃山時代の公家と京都 西洞院時慶の日記にみる世相』、塙書房、二〇〇九年）。
- (6) 『時慶卿記』天正十九年二月六日条。
- (7) 『大徳寺文書』三三八八号、年月日未詳包紙。
- (8) 紫竹住民と西洞院家とのつながりは園芸だけでなく多岐にわたる。その中で、拙稿「中世後期における興泉の存在形態と職能」（『人権問題研究叢書 職能民へのまなざし』、世界人権問題研究センター、二〇一五）では興泉としての側面を取り上げ論じた。

## 韓国国家人権委員会における 外国人人権侵害問題に関する考察



研究センター研究員  
大阪外語専門学校講師

盧ノ 相永<sup>サンヨン</sup>

韓国で「国家人権委員会」が誕生したのは、2001年11月25日である。1993年ウィーン国連世界人権大会に参加した韓国側の共同対策委員（4人）が、韓国政府に「国家人権委員会」の設置を要望し、2001年4月30日同会法案が国会を通過、翌月同法が制定・発効された。それまでは人権侵害に対する解決手段は、韓国憲法に則した法的判断に委ねられた。

1997年12月、当時の大統領選挙公約として（金大中）登場し、民間レベルで1991年パリで開かれた「第1次国家人権組織国際ワークショップ」で観察、1993年国連総会で採択されたパリ原則を韓国側が積極的に受け入れたことになる。

国家人権委員会の基本的な組織は、委員長1名に常任委員3名、非常任委員7名、合計11名による全委員会意思及政策決定構造になっている。大統領は4人を指名、国会からは与野党の推薦枠という名目で4人を選出する。最後に大法院長<sup>2)</sup>（司法枠）枠として3人を指名できる。

国家人権委員会職員は法的に国家公務員であり、政府機関でありながら権力機構から、分離独立機関<sup>3)</sup>であることが前提である。同会の本部はソウルに在り、各地方に4か所の支部がある。職員数は各地方事務所の職員を含めて凡そ200人弱で、年間予算は241億ウォンである。同会は、毎年国際人権機構（ICC）のよる調停委員会から等級審査を受ける。人権機構として歴史が長国家は、1947年設立されたFrance、Luxembourg等がある。韓国を含めて国際的には69カ国に「国家人権委員会」がある。そのうち23か国は2000年以後、国家人権機構を設立した。同機構の最も重要な法的根拠は、憲法に定めた国が35カ国、一般法の国が28カ国、大統領及び国王令は4カ国、その他2カ国等がある。

韓国の国家人権委員会は、概ね「相談と陳情」によって、救済措置などが行われる。韓国社会で、外国人人権侵害の問題が表面化したのは、1980年代からである。外国人受け入れ政策が、政府レベルで多様な見地で審議

され、政策として実行された時期である。この時期の主な外国人権侵害の問題としては、賃金及出身地差別・文化的な要因による差別・言語による差別などが主流であった。当時これらの問題に関しては、政策として積極的な救済措置や予防策が不在で、主に市民団体や外国人を支援する市民運動家によって、韓国社会に外国人権侵害の問題が発信され、民間NGOによって支援される形態だった。韓国国家人権委員会が外国人権侵害の相談を受け付け始めたのは、2006年からである。

■今後の課題

国家人権委員会における外国人権侵害の事例に基づく、本格的な調査や予防策及び情報データ化に関しては、まだ発展途上の段階であり、特に委員のメンバーに外国人専門家が不在することは課題である。また、予算と人事に関しては完全に政府から独立していない故、毎年予算と人員の削減減問題に直面している。筆者は一貫して、当機構に専門の外国人スタッフの登用や配置を要求してきたが、未だに実現されていない。同会が外国人の職員を雇わない理由として、国家公務就任権を取り上げているが、これは建前上の口実に過ぎない。方法として登用門に制限を設けず、例えば非常任委員会の場合、在野及び市民レベルで国籍と関係なく、人権問題専門家で

あれば誰でも登用され得る。さらに特別採用枠という制度も活用できる。そもそも韓国国家人権委員会が誕生した経緯を考察すると、民主化過程のなか、政治的な背景で選挙公約として登場したが、この公約には外国人の人權侵害意識は、希薄で不在であった。同会が誕生してからも暫くの間は、内国人だけを人權救済対象にしていたのが現実である。

人權とは何人にも隔たりなく開かれた形で諸権利を享受することが大前提である。今後韓国国家人権委員会の行方は、内外から注目されることになるだろう。

- (1) パリ原則…1992年国連人權委員会を経て、1993年国連総会で採択された準則である。(The first International workshop on National Institutions for the Promotion and Protection of Human rights: Paris Principles — Principles relating to the status of National Institutions.) この原則は主に、人權活動に関する職務権限と広範囲に跨る法的な土台が確保されなければならないこと、またその組織の運営に関しては、多様な活動と財源が伴わなければならないことを打ち出し、且つかなる國家權力からも分離独立しなければならないということ宣言した。

- (2) 韓国の大法院は、日本の最高裁判所に当る。
- (3) 政府機関から分離独立。(立法・司法・行政からの独立)



# 誰が家事という「労働」を担うのか



研究センター研究員  
京都華頂大学現代家政学部教授

## 斧出 節子

日本におけるジェンダー間格差はいまだ様々な領域で顕在しているが、そのなかでも家庭での家事や育児の役割分担が女性に偏っている状況は、先進国の中でも著しい。これが少子化につながっていることはOECDなどの資料から、安易に想像がつく。

このジェンダー間格差の解消に向けた政策の流れとして、2つの流れをみる事ができる。一つは、一九九一年に制定された育児休業法をはじめとする、家庭と職業の両立支援に関する政策である。男女とも育児休業を取得できるように法制化されているが、当初は特に女性の育児休業取得が大きな柱とされてきた。女性は、「家事・

育児と仕事が両立できるように」というのが主流で、女性の家事・育児役割が大前提となっていた。

もうひとつは、労働政策として男女にかかわらず労働時間の削減や働き方の柔軟性をめざした、ワーク・ライフ・バランス（以下、WLBと表記）施策の流れである。二〇〇七年に関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、そこでは男女とも育児・介護など、家庭や個人の生活と仕事の調和的なバランスを目指すとされている。

現在も、これら二つの流れをくんでいるが、主に後者のWLB施策の男性の育児参加を促す「育メン」が強調されている。具体的なものとしては、男性が育児を取りやすくするための法整備、「カエル！ジャパン」キャンペーンにおいて効率よく働き労働時間を短縮するなどの働き方の提案、また、「パパの育児休業体験記」を内閣府のホームページ上で公開するなど、多くの事業が展開されている。

男性が育児を積極的にすることは、子ども、母親、父親それぞれにとってメリットがあり、男性の育児を推し進めていくことには大きな意義があるとみなされている。しかし、その一方で「家事」については男性も積極

的に役割を果たすことが重要であるといった合意が、それほどなされていない。これまでに幼い子どもを持つ父親自身へのインタビュー調査を何度か実施してきたが、そこで明らかになったことは、「育児はしたい」と積極的に述べる父親は多いが、「家事はできればしたくない」と、家事と育児に対する気持ちが相反するものとして述べられることが多かった。

それではなぜ男性の「家事」と「育児」についての意識が違うのだろうか。現代の「家事」には2つの意味がある。一つは、家族に対する「愛情表現」としての家事である。たとえば、家族に手作りの料理をつくることにより、愛情を表現する手段として家事を行い、それは、女性の役割とセットになってきた。「キャラ弁」のように家事は減るところか新しい家事を増殖していくことさえある。

いま一つは、「労働」としての家事である。現代社会では家族が労働者（大人と未来に大人になる子ども）を再生産する役割を担っており、これが経済システムの一つの核となっている。つまり、家族は社会に対して無償で労働を提供する主体となっている。このことについて日本では、一九五〇年代から六〇年代という早い時期に、婦人公論をはじめとする雑誌において「主婦論争」が大々的に展開された。そこでは家事の社会的な位置づけとし

て、経済学者からは「使用価値は生むが、交換価値は生まない」と結論付けられた。この支払われない労働は、経済的責任を負わされている男性にとっては魅力的な仕事とはならないだろう。

内閣府が二〇一一年に行った「男性にとつての男女共同参画に関する意識調査」では、男性の意識は、「家事は主に妻にしてほしい」が約5割、そう思わないが2割弱と家事を妻に期待する割合が圧倒的に大きい。20歳代から60歳代までを比較してもあまり差は見られず、世代を超えた意識となっている。他方、「家事は主に妻にしてほしい」と男性からの期待を受け止めている女性は約65%と、男性の期待以上の割合になっている。女性は「愛情表現」という意味付けも強く抱いているので、男性からの期待とともに、自分自身が役割から解放されることも困難である。

家事の「労働」の部分をジェンダー間でシェアしない限り、両立支援もWLBも実現しないだろうし、ひいては少子化の解消にもつながらないだろう。それらを実現するためには言いつくされてきたことだが、男女とも根本的に「男は仕事、女は家事・育児」というジェンダー・イデオロギーを転換させていくことが必須条件である。その方策を追及していくことが重要である。

# 日本における戦争の記憶を オーストラリアで生きる糧に



研究センター研究員  
龍谷大学国際学部准教授

友永 雄吾

戦後70年を迎えた。安倍首相が歴代の首相談話の中に盛り込まれた過去の植民地支配と侵略への「反省」と「わび」の文言を、談話に盛り込むかどうか焦点になっている。そうした談話というナショナルな言説の一方で、日常の生活史における「反省」や「おわび」とはどのような意味をもつのであろうか。そのことについて、私がオーストラリア滞在中にお世話になった男性の個人史から考えてみたい。

いつも、メールの終わりを「サカナ」と締めくくるブルース・フィッシャーさん。彼は1936年オーストラ

リアのヴィクトリア州フォレスト・ヒル市に生まれた。2006年7月メルボルン市内のフットボール場で開催された先住民と州警察官とのスポーツの親善試合で、私と彼は最初に出会った。「こんにちは」と突然の日本語に返事を躊躇する私であったが、2007年に再度オーストラリアを訪れた際、彼の自宅で2週間ほどお世話になり、その真相を知ることになる。

フィッシャーさんの父は1947年に英国進駐軍隊員に志願し、戦争直後の日本の「復興」と「文明化」のため日本への出向を命じられた。日本国内での滞在先は瀬戸内の大自然に囲まれた広島県江田島。一家総出の日本滞在をフィッシャーさんは「素晴らしい休日」と振り返る。好奇心旺盛な少年時代を江田島で過ごし、父が孤児であったことから交流を深めていた戦争孤児院の子ども達との出会い、広島市を訪れた際の被爆者との出会いなど戦争の惨事を目の当たりにする。なかでも、フィッシャーさん宅で「ハウス・ガール（家事手伝い）」をしていた女性との出会いは、彼と日本を現在も結び記憶のひとつである。

2年間の滞在中、お世話になったハウス・ガールは計4名。なかでも最年少のとしこさん（以下、トップシー）は、若き頃のフィッシャー少年にとつて親しい存在であった。トップシーは時折、昼過ぎに詩吟を口ずさんだ

という。フィッシャー少年は、その聞き慣れない歌声に嫌気がさし、ある日、彼女に向かって「やかましい」と怒鳴りつけたそうだ。何日かして、トップシーは姿を消し消息をたつた。フィッシャーさんは今、トップシーに直接あい「おわび」することを希求している。

1949年に日本から帰国したフィッシャーさん。中学校では日本からの帰国子女として、高校では学校規則に不満を抱え授業についていけず、成績下位クラスに入る。他方、水泳、オーストラリアン・フットボール、そして自転車競技に打ち込み、州の大会でも輝かしい成績をおさめた。高校中退後、製材業や、看板書きと職を転々とするが、結婚を機に、ヴィクトリア州警察官となった。退職後、自らのライフ・ワークとしてオーストラリア先住民運動に積極的に参加しはじめた。彼は現役警察官として勤務中、「オーストラリア先住民についてまったく見聞したことはなかった」と言い切る。長男が中央オーストラリアの先住民コミュニティで電気技術士として勤務していた時、一時滞在し、はじめて先住民の歴史、文化、さらには現状を知ることになった。彼はそのことに対する「謝罪」を唱え、先住民運動への参加を通し、先住民と非先住民の連帯の必要性を強く認識するようになった。

1998年、約50年ぶりに日本を再訪した。3週間のツアーであったが、内2日間の広島滞在中、江田島に足を踏み入れた。そこで旧海軍学校（現在、海上自衛隊幹部候補生学校）の学校長との面会を試み、ハウス・ガールについて尋ねたところ、彼女らの多くが偽名を使って労働に従事し、その記録資料の多くが焚書された事を知らされる。そのため、その後の彼女たちの足跡を追うことは不可能に近い。さらに、広島市滞在中に乗車した路面電車で、日本人の初老から江田島における終戦後の進駐軍による占領の歴史がタブーである、と聞かされた。

日本における江田島滞在中の歴史否定の現実を直視したフィッシャーさんは、帰国後、江田島で同時期を過ごした友人を集め、「英国進駐軍の子どもたち」の会を結成し、現在は個人史の編纂中である。

江田島滞在中の記憶の否定を、植民地化の過程で抹消された先住民の歴史と重ねながら、今日もフィッシャーさんは、オーストラリア先住民運動に参加する。戦争と植民地支配、ナショナルな言説に奪われた自らの青年期の記憶と、未だ果たせぬトップシーへの謝罪と感謝の思いを抱きしめながら。

（写真は 2007年にブルース・フィッシャーさん宅

の自宅でフィッシャーさんと撮影）

# 共同研究の可能性



研究センター研究員  
同志社大学文学部教授

小林 丈広

このたび、世界人権問題研究センターの第二研究部から共同研究の成果として『戦能民へのまなざし』が発刊された。第二研究部は、これまで研究書として『散所・声聞師・舞々の研究』『救済の社会史』『部落実態調査の書誌的研究』を世に問うてきた。とくに、『散所・声聞師・舞々の研究』と『部落実態調査の書誌的研究』は研究対象を厳密に絞り、執筆分担を決めて取り組んでおり、前者は、研究テーマに関連する座談会を企画したり、詳細な関連年表や文献目録を掲載するなど編集上の工夫もなされていた。前者の場合、編集の経緯を知りうる立場

にはなかったが、発刊時には、事務局を担っていた山本尚友氏のこだわりが随所に光っていると感じたものである。

筆者は、戦後歴史学をはじめとする戦後の研究を飛躍的に発展させた契機として、共同研究が果たした役割が大きかったと考えている。したがって、これらの刊行物は本研究センターがその一翼を担っていることを示す重要な足跡といえよう。筆者の知る範囲では、たとえば、同志社大学人文科学研究所で研究班を組織していた田中真人氏は、山室軍平や石井十次、あるいは天皇制とキリスト教などといった研究テーマを設定し、必要な分担テーマや作業内容に合わせて適任者を組織し、期限を決めて報告書を出版し続けた。とくに、石井十次の研究会では、参加者が日記の一部を分担して重要記事の入力を行い、作業報告と研究報告を並行して行った。歴史学の場合には、このようにひとつの史料群を決めて、それを多角的に検討することで史料集や論文集にまとめるのが、共同研究のひとつのモデルではないかと思われる。また、自治体史の編纂も歴史学が生み出した共同研究のあり方のひとつであり、ひとつの地域、ひとつの行政区画という制約の中で地に足の着いた作業が求められる。

さて、『戦能民へのまなざし』には、筆者がこれまで

に自治体史などいくつかの共同研究で作業を共にした方が何人か執筆しているので、それぞれの人となりを思い浮かべながら読ませていただいた。個別の論文にはそれぞれの研究蓄積が反映しており、まさに歴史研究者という職能民の職人技を堪能できる。ただ、前述のような研究成果に比べると、個別論文集にはそれなりの限界もあり、職能民の定義や歴史の変遷、問題の広がり、それらの中で各論の位置づけなどの解説があれば、より理解しやすいうように感じられた。たとえば、山路興造氏の「はじめに」では「職能民に対するまなざし」の例として『京都町式目集成』（京都市歴史資料館、一九九九年）を紹介しながら、京都の町において職商規制の対象となった職能を列挙してひとつの視点を示しておられるが、各論でこの問題について本格的に触れているものは見られない。一方、職人歌合を議論の手がかりにするもの、「神子」のような「職能」に着目するものなどがそれぞれいくつか見られる。いずれも職能民を理解する上で重要な切り口だと思われるが、それらがどのような相互関係にあるのか、また、このように多種多様に考えられる対象の中から本論文集がどのような意図でテーマを取捨選択したのか、各論を通じて明らかにした「職能民へのまなざし」とはどのようなものだったのかなど、いずれも

簡単に説明できるものではないことを重々承知しながらも、本論文集なりの一応のまとめをお聞きしたいところであった。

最後に、職人をめぐって思い出されたことをひとつ記しておきたい。

もう二十年程も前のことである。かねてより和泉国南王子村という被差別部落の雪踏商人について研究を続けていた畑中敏之氏が、やはりある共同研究の論集で、奥田家文書の中から一般町人が南王子村を転出入している事例を抽出し、雪踏産業の盛行と「身分を越える」こととの関係を考察しているのを拝読する機会があった（『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年）。畑中氏は、さらに雪踏産業に関わる分業のどこに「かわた」が深く関わり、そうでない部分はこの工程かということも具体的に明らかにしようとした。筆者はその時、京都から南王子村に転住した事例として挙げられた町人に心当たりがあることに気づいたのである。結論から言えば、この町人の生家は今でも竹屋を営んでおり、筆者も一度だけ史料調査にお邪魔したことがあるが、畑中氏のような観点でお話をうかがうには至らず、古文書などの有無をお聞きしたにすぎない。ことほど左様に筆者にとつて残された宿題も少なくないのである。

## 2015年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で18年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	日曜日	種別	時間	講座名	講師	備考
2	7月31日 (金)	講義	14:00～15:40	性サービス産業と女性の人権	古久保さくら	第5部
3	8月18日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	壬辰倭乱(文禄役)開戦期ころの 豊臣政権と民衆	仲尾 宏	第3部
4	8月31日 (月)	ワーク ショップ	14:00～15:40	ワークショップ 女性差別撤廃条約を学ぼう	吉田 容子 軽部 恵子 米田 眞澄 伏見 裕子	第4部
5	9月25日 (金)	講義	14:00～15:40	多文化共生社会の再構築をめざして ～ヘイトスピーチへの対応を考える～	坂元 茂樹 中井伊都子	第1部
6	10月9日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	洛中洛外図を紐解く ～描かれた人権ゆかりの地～	山路 興造	第2部
7	10月23日 (金)	講義	14:00～15:40	市民性教育と国際理解教育 ～グローバルシティズンシップの育成を中心に～	藤原 孝章	第5部
8	11月6日 (金)	講義	14:00～15:40	戦後日本の出発と在日朝鮮人 ～戦後70年を考える～	水野 直樹	第3部
9	11月25日 (水)	講義	14:00～15:40	高齢者と同和問題 ～政策に翻弄される老い衰えゆく人びととケア～	矢野 亮	第2部
10	12月9日 (水)	講義	14:00～15:40	女性の人権が保障される社会の実現に向けて ～女性差別撤廃条約批准30周年～	山下 泰子	第4部
11	12月18日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都・四条河原の歴史 ～鴨川のほとりに生きた人びと～	下坂 守	第2部
12	1月29日 (金)	講義	14:00～15:40	人権の理念と人権問題	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

## 会場案内



## 講義会場

※受付：各回午後 1 時 30 分～

### 京都市立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通	1222396
・京都信用金庫	本店	普通	1269372
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

### 申込先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

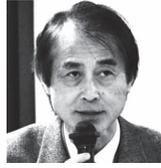
〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

## 大学生の共生意識の現状と共生力の形成 ―『若者の共生意識調査報告書』の紹介―



研究センター研究員  
京都教育大学教育学部教授

村上 登司文

今回紹介する『若者の共生意識調査報告書』は、委託研究の報告書であると同時に、二年間にわたる第五研究部の共同研究のまとめである。大阪大学から二年間の委託研究を受け、二〇一四年四月に一二大学で意識調査を実施した。調査は、若者の共生・人権意識を明らかにし、大学における今後の人権教育のあり方を探るものである。調査対象は関西を中心とした一二大学の大学生で、有効回答数は大学二年生を中心とした二八六七名であった。

グローバル化が進展する国内外にあって、共生のあり方として「多文化共生」が目指されている。多文化共生の概念は、同じ場所で異なる人々が協働して生活すべきという、価値志向を含んだ概念である。それは、異なる人々（調査では「異なる背景や属性を有する人々」と質問）が、異文化理解や交流さらに人権問題解決で協働することを是とする価値的概念である。

今の若者たちが、多文化共生に向けて形成すべき力を（共生力）と規定する。報告書では、若者意識調査を基に、若者の人権・共生意識の現状を分析している。この紹介文では、若者たちの共生意識と共生力の関連や、共生力の形成について述べる。

質問項目の因子分析により、共生力として、相互向上、接触交流、未来参画、課題解決の因子を抽出した。それぞれの因子に属する質問への回答を集計して四つのスコアを算出し、共生力を測る指標とした。指標の一つの「相互向上スコア」は、異なる人々に対して関心を持ち、対立を解決し、一緒に高め合おうとする（相互向上の力）を示すと想定した。つぎの「接触交流スコア」は、異なる人々に敬意を持って関わり、意見に耳を傾け、異文化接触をプラスと考える（接触交流の力）を示すと想定し

た。「未来参画スコア」は、異なる人々との交流方法や、グローバルな視野からの学びや、現地訪問しようとする〈未来参加の力〉を示すと想定した。「課題解決スコア」は、異なる人々の理解は難しくなく、争いは協力により解決でき、働きかければ社会を変えられると思う〈課題解決の力〉を示すと想定した。

それでは、共生力を示す四つのスコアと、共生意識の他の要因はどのような関係があるのだろうか。共生力で最も強いプラスの関係があるのは、国際的な関心を示す国際志向スコアと未来参画スコアの(.624)以下の数値は相関係数を示す)である。反対に、共生力とマイナスの関係にあるのが、疎外感や異質なものへの消極的関与や、コミュニケーションへの苦手感などである。

若者たちの共生意識は、情報化社会の影響を受けている。相互向上の力には、メールやホームページ、ニュースなどを用いて情報収集を活発に行うことが、プラスに働く。接触交流の力には、ネット情報・追従スコアとマイナスの相関(-.125)がある。ネット情報追従・依存スコアを質問項目で見ると、『2ちゃんねる』をよく利用する」と接触交流スコアとの相関は(-.155)である。また、「大手マスメディアよりネット情報が事実を伝え

ている」も負の相関(-.107)にある。これは、差別的言辞が多い2ちゃんねるなどを利用し、ネット上の情報を無批判的に正しいと思う若者ほど、異なる人々との接触交流に消極的になることを示している。

障害者への関与意欲は、未来参画の力と正の関係が強い。在日(韓国・朝鮮人)や日系(ブラジル人)の人々を受容する態度は、接触交流の力と強い相関がある。国内のマイノリティとの関係の持ち方に差があり、障害者との関係性が〈未来参画の力〉に関連するのに対し、在日外国人との関係性は〈接触交流の力〉に関連がある。ただし、障害者への関与意欲と、在日外国人への受容性とともに、〈課題解決の力〉に結びついているとはいえない。共生力には、望ましい市民のあり方イメージが関係している。これはどのような市民のイメージを良いとしていけば、共生力が向上するかを示す。「草の根市民活動イメージスコア」と接触交流スコア(.200)や未来参画スコア(.255)との間に相関が見られる。これは、社会的課題に対する抗議や市民活動へ参加するのが良い市民と考える回答学生ほど、接触交流の力や、未来参画の力が強くなることを示している。

共生意識と性別については、いくつもの質問項目で関

連が見られた。共生への関心や問題解決への指向は女性の方が強く、障害者への関心や外国人の受容でも男性を上回っている。共生力との関連を見ると、女性の方が接触交流の力が強い。つまり女性の方が、異なる人々との接触や交流に積極的に関わろうとしている。

海外での滞在期間についてみると、滞在期間が長くなるほど、未来参画の力や相互向上の力が強くなる。ただし、海外の滞在期間は、課題解決の力にあまり影響を及ぼしていない。また、家庭教育における教育の志向性について、「他者への配慮」や「強い個人」のスコアで分

析したが、調査結果では強い関係を見いだせなかった。これまでの学校での学習体験は、共生力の形成にどのような効果があるのだろうか。学校で学ぶ学習領域の中では、特に反差別・平和についての学習が、接触交流の力に関係する(199)。課題解決の力に対しては、肯定的学校イメージスコアが、プラスに働いている(180)。つまり、学校や先生に良いイメージを持っているれば、課題解決に向けた力が向上することを示している。このことは、大学生活においても、学生たちが肯定的大学イメージを持てるように、学生たちに働きかけることが課題解決の力の向上に役立つことを示している。例えば大学生生活において、学生

たちが意見を十分に聞いてもらえ、多様な背景の学生が大事にされ、人権問題が解決されることを経験することで、課題解決の力が向上すると思われる。

多文化社会においては、異なる人々が協働して新たな文化を創ることが期待される。日本においてもグローバル化がさらに進むと思われる。未来社会に向けて、現在の学生たちに「多文化共生社会」の創造に参加してもらいたい。今回の質問で、学生たちのほとんどが、異なる人々との「共生モデル」を考えていないことが示された。これは人権問題の解決を、社会のしくみの改変とつないで考える者が多くないことにつながる。学生自身が目指す社会像を議論したり、社会の改変方法を検証する学習機会を提供することが、大学教育のカリキュラムにおいて求められている。

なお、意識調査は設計の段階から、第五部全員で討議を行い調整と考察に当たった。ただし、本文は調査報告書を分担執筆した村上が個人として紹介する文章であり、文責が村上にあることを記す。

参考文献…世界人権問題研究センター『若者の共生意

識調査報告書』二〇一五年

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所」に関する総合的研究に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的な人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。



## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊:年4回発行)『年報』の無償送付
- ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
- ・「人権大学講座」の無料受講
- ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
- ・当センター主催の講演会等への優先案内

# 創立20周年記念出版 職能民へのまなざし

定価 2,000円 (税別)



## 人権問題研究叢書

- |                          |                          |                             |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ⑫ 職能民へのまなざし<br>の地をたずねて   | ⑪ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて    | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究<br>二〇一三年度講演録 | ⑨ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて    | ⑧ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて    | ⑦ 歴史のなかの女性の人権            | ⑥ 京都の中の渡来文化              | ⑤ 人権から見た近代京都             | ④ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて    | ③ 朝鮮通信使と京都               | ② アイス・台湾・国際人権            | ① 救済の社会史                 |
| 世界人権問題<br>研究センター1<br>編   | 世界人権問題<br>研究センター1<br>編   | 世界人権問題<br>研究センター1<br>編      | 世界人権問題<br>研究センター1<br>編   | 世界人権問題<br>研究センター1<br>編   | 田端泰子 著                   | 上田正昭 著                   | 秋定嘉和 著                   | 世界人権問題<br>研究センター1<br>編   | 仲尾 宏 著                   | 安藤仁介 著                   | 世界人権問題<br>研究センター1<br>編   |
| A5判二八八頁<br>定価二〇〇〇円<br>+税 | A5判二三四頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判三二二頁<br>定価一五〇〇円<br>+税    | A5判二七七頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判二八八頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判二三八頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判二八八頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判二二三頁<br>定価一〇〇〇円<br>+税 | A5判二七二頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判三三九頁<br>定価一五〇〇円<br>+税 | A5判二四五頁<br>定価一〇〇〇円<br>+税 | A5判二二〇頁<br>定価一〇〇〇円<br>+税 |

公益財団法人 世界人権問題研究センター刊

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



## 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)